

お答えします

町長への手紙



「あふれる自然、心ゆたかな町」の実現に向けて、町政に対するみなさまの提言等を募集を行いました「町長への手紙」にお寄せいただいた内容について一部紹介します。

意見

平成十七年三月、大根占・田代両町が合併し錦江町が誕生しました。新町名には、旧南隅四町のうち、大根占町だけが旧町名を削除し大字名が付けられております。他の町は、すべて旧町名を残しており、また、県内各地の合併後の市町村名もそのほとんどが旧町名を残しております。なぜ、大根占町だけが明治以来の固有名詞である旧町名をあえて切り捨てたのか理由を聞きたいと思いません。

やがて、愛する大根占の名が歴史から消え去って良いのでしょうか。また、町出身の県外在住者も淋しがつておられる方が多いようです。

今後、じっくり考えて歴史を尊重し、旧町名を残すようできないものでしょうか。

お答えします

旧田代町との合併により、長年慣れ親しんできた「大根占」の名称が消え、淋しい思いをしておられる方も多数いらつしやることは十二分に推察しております。

二町合併に至る経緯につきまして、合併協議会だより等で御理解をいただいているかと存じます。

合併協議を行う際に実施いたしました住民説明会等で、大字に旧町名（例：錦江町大根占神川）をつけるか否か御意見を伺いましたが、旧大根占町民の方々から大字の文字数が多くなることや地域の一体感を速やかに醸成するために残さないほうが良いという意見が強くだされたことなどから、旧町名を残さず新たに錦江町としてスタートいたしました。

このことにより、先人の築かれた過去の文化や歴史が損なわれることなく、更に錦江町の歴史を積み重ねていくことは極めて重要な課題であると考えております。

今回の名称変更によって、多くの町民の方々に物心両面からの御負担を強いていただいたこともあり、各々の考え方があろうかと思えますが、現在の大字を踏襲させていただきますこと御理解いただきますようお願いいたします。

あっそうだ！今年のお賃いくらかな？

平成17年に改正されました鹿児島県の最低賃金は以下のとおりです。

最低賃金名称	時間額	発効日
地域別最低賃金	鹿児島県最低賃金	平成17年10月1日
産業別最低賃金	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	平成17年12月31日
	百貨店、総合スーパー	平成17年12月7日
	自動車（新車）小売業	平成17年12月28日

★ 地域別最低賃金は、全ての労働者に適用されますが、産業別最低賃金の対象産業に該当する場合は、その産業別最低賃金が適用になります。

ただし、「18歳未満65歳以上の方」「雇い入れ後6月未満で技能習得中の方」「清掃又は片付けの業務に主として従事する方」など一定の場合は産業別最低賃金の適用はありません（地域別最低賃金が適用されます）。

■最低賃金に関するお問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室 電話 099-223-8278 URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp/>

最低賃金テレホンサービス 電話 099-223-8881

編集後記

新年明けましておめでとうございます。今年も「広報きんこう」をよろしく願っています。

昨年中は、取材などの際に多くの方々にお世話になりました。ありがとうございました。

早いもので8月に広報担当になって5ヶ月が過ぎ、広報紙の発行が5回を数えました。

なかなかよい広報紙が作れずに、毎月悪戦苦闘しておりますが、皆様に親しまれ読みやすい広報紙が出来るよう頑張っています。

皆様のご指導をよろしくお願いいたします。

今年が皆様にとってよい良い年になりますようお願いいたします。

■発行 錦江町役場

■編集 企画課

〒893-2392

鹿児島県肝属郡錦江町城元963

TEL0994-22-0511 FAX0994-22-1951

■錦江町ホームページアドレス

<http://www.town.kinko.lg.jp>